

福島県ばんだい荘あおば
及び
福島県ばんだい荘わかば
指定管理者募集要項

令和 2 年 8 月

福島県保健福祉部

目 次

1	福島県ばんだい荘あおば・わかば指定管理者募集要項	1～12
2	仕様書		
	(1) 福島県ばんだい荘あおば仕様書	13～16
	(2) 福島県ばんだい荘わかば仕様書	17～19
3	選定の基準等		
	(1) 福島県ばんだい荘あおば	19～22
	(2) 福島県ばんだい荘わかば	23～25
4	様式		
	(1) 別紙様式1（指定申請書）	26
	(2) 別紙様式2（事業計画書）	27
	(3) 別紙様式3（収支予算書）	28
	(4) 別紙様式4（宣誓書）	29
	(5) 別紙様式5（申立書）	30
5	事業計画書様式		
	(1) 事業計画書記載要領	31～34
	(2) 1号様式～18号様式	34～55
6	その他の資料等		
	県有備品リスト	56～57

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかば 指定管理者募集要項

福島県ばんだい荘あおば（以下「ばんだい荘あおば」という。）及び福島県ばんだい荘わかば（以下「ばんだい荘わかば」という。）の設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

指定管理者には、下記1の施設を一括して管理していただきます。

1 施設の概要

(1) 名称

ア ばんだい荘あおば（障害者支援施設）

イ ばんだい荘わかば（障害児入所施設）

※一つの建物を二つの施設に分けて運営しています。

(2) 所在地

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1

(3) 設置目的

ア ばんだい荘あおば

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

イ ばんだい荘わかば

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。

(4) 敷地面積

21,498.35㎡

(5) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート2階

イ 延床面積 5,498.56㎡

ウ 建築時期 平成10年10月

2 指定管理者が行う業務

(1) 主たる業務

ア ばんだい荘あおば

障害者総合支援法第5条に規定する施設障がい福祉サービス（施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援）を行うこと。

なお、上記、施設障がい福祉サービスの内容及びその他の障がい福祉サービスについては、入所者の意向等を勘案して県と事前協議のうえ内容を追加、変更することができる。

イ ばんだい荘わかば

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障がいのある児童（過齢児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を

与えること。

- (2) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により「障害者支援施設」に短期間の入所を必要とする障がい者等に対しては、障害者総合支援法第5条第8項に定める「短期入所」を行うこと。
- (3) 市町村が行う障がい者等に対する援護に対して協力すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) 施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- (6) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (7) その他、詳細は「福島県ばんだい荘あおば指定管理者仕様書」及び「福島県ばんだい荘わかば指定管理者仕様書」のとおり。

3 業務遂行の基準

- (1) 県民の平等利用の確保
業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。
- (2) 関係法令の遵守
業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。
 - ア 地方自治法
 - イ 障害者総合支援法
 - ウ 知的障害者福祉法
 - エ 児童福祉法
 - オ 社会福祉法
 - カ 福島県児童福祉施設条例
 - キ 福島県障害者支援施設条例
 - ク 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ケ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則
 - コ 福島県個人情報保護条例
 - サ 福島県情報公開条例
 - シ その他の管理業務に関連する法令
 - ス 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
 - セ 福島県暴力団排除条例
- (3) 個人情報等の適切な取扱い
業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。
- (4) 情報の公開
福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を福島県（以下「県」という。）と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。
- (5) 文書管理について
管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。
- (6) 業務の一括再委託等の禁止
業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、利用者の直接支援に関する業務を除き、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

4 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 業務遂行に係る経費

- (1) 利用料金及び措置費については指定管理者の収入として、業務遂行に要する経費に充てるものとします。
- (2) 利用料金の額は、福島県障害者支援施設条例別表（第5条関係）及び福島県児童福祉施設条例別表第2（第5条、第8条関係）に定める額とします。
- (3) 利用料金等収入のほかに、業務に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。
- (4) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定（「年度協定」）において、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で決定します。
- (5) 平成28年度から令和2年度の指定管理料決算額等は次のとおりであり、事業計画、収支計画等作成の参考としてください。

単位：円

参考価格	H28	H29	H30	R1	R2
県からの委託料	77,214,920円	89,032,000円	98,271,000円	91,165,000円	93,806,000円
利用料金等収入	370,887,946円	384,499,732円	336,537,232円	439,826,551円	346,821,000円
内訳（あおば）	H28	H29	H30	R1	R2
県からの委託料	29,965,992円	35,019,000円	33,443,000円	31,126,000円	37,881,000円
利用料金等収入	242,030,894円	228,925,640円	226,156,148円	303,845,938円	240,734,000円
内訳（わかば）	H28	H29	H30	R1	R2
県からの委託料	47,248,928円	54,013,000円	64,828,000円	60,039,000円	55,925,000円
利用料金等収入	128,857,052円	155,574,092円	110,381,084円	135,980,613円	106,087,000円

※ 県委託料・利用料金について、H28～R1は決算額、R2は当初予算額（利用料金は現時点での見込み）を示しています。

6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備考
施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理	○		
施設等の修繕	250万円以下	250万円超	※1件あたりの予定価格の額
事故・災害等による施設の損傷	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ (責めに帰す場合)	○	
施設等に係る保険の加入		○	建物の火災保険
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

<不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置>

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

<災害発生時の対応>

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において公の施設は、市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

7 申請の資格

- (1) 福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すること

イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないこと
エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税種別割に限る。）、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納していること

オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること

カ 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当すること

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）

(イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること

(ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること

(エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること

(オ) 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること

(キ) 法人等が暴力団員等を雇用していること

(ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること

キ 役員等のうち、次に該当するものがある者

(ア) 破産者で復権を得ないこと

(イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと

ク 募集説明会に参加していない法人であること

(2) 複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等を規定した規約等を策定するものとします。

なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 8.(2)の募集説明会に参加することを申請の条件とします。

8 申請の方法

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和2年8月11日（火）から9月10日（木）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
配布場所	福島県保健福祉部障がい福祉課 郵便番号 960-8670 住 所 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎7階） 電 話 024-521-7240 F A X 024-521-7929
配布方法	配付期間内に直接受け取るか、郵送を希望する場合には、配付場所あてに440円切手を貼付した返信用封筒（定形外角型2号A4版用）を同封のうえ請求してください。 また、障がい福祉課ホームページからダウンロードできます。 ホームページアドレス https://www.pref.fukushima.jp/sec/21035c/

(2) 募集説明会の開催

開催日時	令和2年8月24日（月） 午前9時00分から
開催場所	福島県自治会館502会議室 〒960-8043福島県福島市杉妻町2-16
その他	参加申込は、8月20日（木）午後5時までに下記18の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。 なお、説明会当日に配付する資料があります。 <u>※この説明会に参加しない場合は、指定管理者の申請はできません。</u>

(3) 質問事項の受付等

受付期間	令和2年8月11日(火)から9月17日(木)まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。
受付方法	別紙質問票により郵送、FAX又は電子メールで、下記18の問い合わせ先までお尋ねください。 なお、口頭によるものは受け付けません。
回答方法	質問者及び募集説明会に参加した法人に、FAX又は電子メールで回答します。

(4) 現地説明会

開催日時	令和2年9月上旬予定
集合場所	ばんだい荘玄関前に集合してください。
その他	参加申込は、開催日の2日前午後5時までに下記12の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。また、説明会当日に別紙「誓約書」を持参してください。 ※ 新型コロナウイルス感染症の状況によって中止する場合があります。

(5) 申請の受付

受付期間	令和2年9月11日(金)から9月23日(水)まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
提出書類	申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。 なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。 ア 指定管理者指定申請書(別紙様式1) (知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則〈平成16年福島県規則第75号〉様式第1号) イ 福島県ばんだい荘あおば・わかば事業計画書(別紙様式2)及び収支予算書(別紙様式3) ※ 収支予算書(別紙様式3)は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の現行税率(10%)で作

	<p>成してください。</p> <p>・令和3年4月以降、消費税の税率が変更となる場合、県は適切な委託料となるよう対応します。</p> <p>ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類</p> <p>エ 法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類</p> <p>オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>キ 県税等の滞納がないことの証明書</p> <p>ク 前記7(1)に掲げる欠格条項ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書(別紙様式4)</p> <p>ケ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書(別紙様式5)</p> <p><u>コ 各施設における新型コロナウイルス感染症等感染症対策についてわかる資料</u></p> <p>※ なお、上記エ、キ及びクについては、申請日前3か月以内に交付等されたものとします。</p>
提出部数	2部(正本1部、写し1部)
受付場所	<p>福島県保健福祉部</p> <p>障がい福祉課(福島県庁西庁舎7階)</p> <p>〒960-8670 福島市杉妻町2番16号</p>
受付方法	<p>上記の提出書類を直接持参若しくは郵送により受け付けます。</p> <p>なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、9月23日(水)必着とします。</p>

9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「保健福祉部指定管理者選定検討会」(以下「選定検討会」という。)による審査(プレゼンテーション)により選定の上決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

(1) 選定検討会による(プレゼンテーション)

ア 申し込みがあったすべての法人を対象に実施し、指定管理者候補団体として1法人を選定します。

イ 事業計画書の内容等について申請内容の聴き取り及び申請者からの提案内容の説明を中心に行います。日時、場所等については、別途通知します。

(2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は別紙のとおりであり、選定検討会による審査において、1法人を指定管理者候補団体として選定します。

(3) 指定管理者候補団体の決定

ア 選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ 決定結果については、選定検討会後速やかに通知します。

10 選定後のスケジュール

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和2年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

ア 協定の種類

(1)の指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(ア) 基本協定

- ・ 総括的事項
- ・ 管理に要する費用に関する事項
- ・ 業務の履行に関する事項
- ・ 管理業務の報告に関する事項
- ・ 協定の解除に関する事項
- ・ その他

(イ) 年度協定

- ・ 年度協定の期間
- ・ 費用の支払
- ・ 疑義の決定

(3) 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 業務引継ぎ

ア 指定管理者として指定された法人は、業務を円滑に引き継ぐため、指定された後、令和3年3月31日までの間、現在の指定管理者の協力のもと、

指定管理準備業務を行うものとしします。

イ 準備業務に要する費用は、指定管理者として指定された法人の負担とします。

(5) 備品等の用意

ア 現在の指定管理者に所有権がある備品等（車両運搬具、消耗品等を含む）については、令和3年4月以降使用することが出来ない（ただし県に所有権がある備品等については、令和3年4月以降も引き続き使用可能。）ため、指定管理者として指定された法人は、引継期間中にその備品等を用意のうえ、速やかに入れ替えるものとしします。

イ 現在の指定管理者が所有する備品等を継続して使用することを希望する場合は、法人間双方で協議するものとしします。

11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとしします。

12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとしします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとしします。

13 管理業務の評価

(1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとしします。

14 調査等の実施

県は、自治法第244条の2第10項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行います。

15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとしします。

16 指定の取り消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

(1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策

の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

(2) 指定の取り消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記2の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

17 その他

(1) 申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。

なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。

ア 異なる申請書を複数提出した場合

イ 申請方法を遵守せずに提出した場合

ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

カ その他不正な行為があった場合

(7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

18 問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課（福島県庁西庁舎7階）

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7240

FAX 024-521-7929

電子メール shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp

福島県ばんだい荘あおば指定管理者仕様書

福島県ばんだい荘あおば（以下「ばんだい荘あおば」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書はばんだい荘あおばの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 設置目的

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

3 施設の概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 施設の種類 | 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～) |
| (2) 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1 |
| (3) 敷地面積 | 21,498.35㎡ ※1 |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート2階 |
| イ 延床面積 | 5,498.56㎡ ※2 |
| ウ 附属建物 | 機械室7.04㎡ 倉庫16.8㎡ ※3 |
| エ 開設時期 | 平成11年4月（建築時期 平成10年10月） |
| (5) 入所定員 | |
| ア 施設入所支援 | 60名 |
| イ 生活介護、自立訓練、就労移行等 | 計60名 |

※1 ばんだい荘わかばと同一敷地

※2 ばんだい荘わかばと併設のため合算

※3 ばんだい荘わかばと共有

4 入所者の概要

入所者の状況に関する資料は、募集説明会において配付します。

5 指定管理者が行う業務

- (1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合自立支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理

a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。

b 管理業務を実施するために必要な物品（一件あたりの取得費用が10万円未満の物品）及び備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）の購入については、指定管理者が行うものとする。

なお、当該物品及び備品の所有権は、県に帰属するものとする。

c 指定管理者が施設での利用に供するために新たに備品を取得する場合は、費用負担、帰属先についてあらかじめ県と協議すること。

d 事務用、事業用消耗品は、施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入するなど、適切に更新、管理を行うこと。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

a 消防設備保守点検

有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回

b 電気保安業務

電気事業法に基づく電気保安業務

c 防火扉設備点検

消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回

- d 玄関自動ドア点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。年3回
- e 汚水処理施設保守
設備業者による浄化槽維持管理（スカム抜き含む） 月1回
- f エレベーター保守点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。月1回
- g 地下タンク漏洩検査
重油タンクの漏洩状況点検 年1回
- h 浄化槽法定検査
BOD測定 年1回
- i 真空ヒーター・バーナー清掃点検
ボイラー清掃点検 年1回
- j 建築基準法第12条に基づく建築物等の定期点検
 - (a) 建築基準法第12条第2項に基づく点検
 - (b) 建築基準法第12条第4項に基づく点検
- k 簡易専用水道施設検査
貯水槽清掃時に実施。年1回
- l 浴場施設の水質検査
レジオネラ属菌水質検査 年1回

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

- a ねずみ・害虫駆除
厨房のねずみ・害虫駆除 月1回
- b 煤煙濃度測定
ボイラー煙突からの煤煙測定 年2回。
- c 貯水槽清掃
年1回
- d フードグリスフィルター清掃
年1回
- e 空調・換気扇清掃
年1回
- f 貯水槽清掃
年1回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) 防災体制の強化

防災関係の器具機材等の点検整備に努め、ばんだい荘わかば、関係機関及び地域住民等と連携をとり、防災体制を構築すること。

(7) 利用者の事故防止

施設内外における利用者の事故の未然防止と無断外出の防止を徹底すること。

(8) ボランティア・視察等の受入

ボランティア、視察、学生実習、職員研修等の受入を積極的に行うこと。

(9) 情報公開

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、情報の公開に関し必要な措置を講ずること。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等は、適切に管理、保存すること。

(11) 入所者の状況等に関する統計

施設の入所者の状況等について、毎月、毎年度集計し、県に報告すること。

(12) その他

ア 給食業務について

隣接する猪苗代養護学校についても、給食を提供すること。

猪苗代養護学校等に対し、給食業務の負担金を請求し収納すること。

イ 除雪について

冬期間は、隣接する猪苗代養護学校の敷地と合わせて除雪を行うこと。除雪費用については、猪苗代養護学校とばんだい荘両者で負担すること。

ウ 福祉避難所の設置運営について

県または市町村からの福祉避難所の設置避難所の設置運営に積極的に協力すること。

福島県ばんだい荘わかば指定管理者仕様書

福島県ばんだい荘わかば（以下「ばんだい荘わかば」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書はばんだい荘わかばの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 設置目的

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設の種類 | 障害児入所施設 |
| (2) 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1 |
| (3) 敷地面積 | 21,498.35㎡ ※1 |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート2階 |
| イ 延床面積 | 5,498.56㎡ ※2 |
| ウ 附属建物 | 機械室7.04㎡ 倉庫16.8㎡ ※3 |
| エ 開設時期 | 昭和43年4月（建築時期 平成10年10月） |
| (5) 入所定員 | 40人 |

※1 ばんだい荘あおばと同一敷地

※2 ばんだい荘あおばと併設のため合算

※3 ばんだい荘あおばと共有

4 入所者の概要

入所者の状況に関する資料は、募集説明会において配付します。

5 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

なお、運営に当たっては、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）その他関係法令を遵守するとともに、その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理

a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、また、いつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。

b 管理業務を実施するために必要な物品（一件あたりの取得費用が10万円未満の物品）及び備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）の購入については、指定管理者が行うものとする。

なお、当該物品及び備品の所有権は、県に帰属するものとする。

c 指定管理者が施設での利用に供するために新たに備品を取得する場合は、費用負担、帰属先についてあらかじめ県と協議すること。

d 事務用、事業用消耗品は、施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入するなど、適切に更新、管理を行うこと。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

ばんだい荘あおばに同じ。

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

なお、定期的な清掃の項目はばんだい荘あおばに同じ。

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

- (5) 人材育成
指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。
- (6) 防災体制の強化
防災関係の器具機材等の点検整備に努め、ばんだい荘あおば、関係機関及び地域住民等と連携をとり、防災体制を構築すること。
- (7) 利用者の事故防止
施設内外における利用者の事故の未然防止と無断外出の防止を徹底すること。
- (8) ボランティア・視察等の受入
ボランティア、視察、学生実習、職員研修等の受入を積極的に行うこと。
- (9) 情報公開
指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、情報の公開に関し必要な措置を講じること。
- (10) 文書の管理・保存
指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等は、適切に管理、保存すること。
- (11) 入所者の状況等に関する統計
施設の入所者の状況等について、毎月、毎年度集計し、県に報告すること。
- (12) その他
県または市町村からの福祉避難所の設置避難所の設置運営に積極的に協力すること。



ばんだい荘あおば

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
5	事業計画書に沿って行う管理を安定しているたう能力を有していること。	①法人の理念・基本方針 ②収支計画の内容 ③安定的な運営が可能となる人的能力 ④安定的な運営が可能となる財政基盤 ⑤同種施設の運営実績 ⑥類似施設の運営実績 ⑦緊急時の対応 ⑧事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立施設の管理代行を行うにふさわしい法人であるか ・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 運営に支障のない収支計画となっているか ・ 職員の勤務体制に無理はないか ・ 職員の資質向上を図るための各種研修が行われるか ・ 法人の財務状況は健全か ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か ・ 同種施設を良好に運営した実績はあるか ・ 類似施設を良好に運営した実績はあるか ・ 防災、防犯体制は十分に機能するものであるか ・ 災害発生時等の対応策は十分機能するものであり、訓練等によって担保されるか ・ 防止策は実効性のあるものか ・ 事故発生時に必要な措置が講じられるか 	20
6	個人に関する情報の漏れを防止し、個人情報の安全管理を確保し、個人情報の適正な取扱いを行うこと。	①個人情報保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護について理解されているか ・ 個人情報保護について組織（責任）体制・管理は万全か 	5

ばんだい荘あおば

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
7	入所者の地域生活移行に向けた取り組みが積極的に行われるものであること。	①地域生活移行の推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業方針として明確になっているか ・推進のための体制と施策体系は十分に確保されているか 	25

ばんだい荘わかば

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
5	<p>事業計画書に沿って行う管理を安定しているものとする。</p>	<p>①法人の理念・基本方針 ②収支計画の内容 ③安定的な運営が可能となる人的能力 ④安定的な運営が可能となる財政基盤 ⑤同種施設の運営実績 ⑥類似施設の運営実績 ⑦緊急時の対応 ⑧事故発生時の対応</p>	<p>・ 県立施設の管理代行を行うにふさわしい法人であるか ・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 運営に支障のない収支計画となっているか ・ 職員の勤務体制に無理はないか ・ 職員の資質向上を図るための各種研修が行われるか ・ 法人の財務状況は健全か ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十分か ・ 同種施設を良好に運営した実績はあるか ・ 類似施設を良好に運営した実績はあるか ・ 防災、防犯体制は十分に機能するものであるか ・ 災害発生時等の対応策は十分機能するものであり、訓練等によって担保されるか ・ 防止策は実効性のあるものか ・ 事故発生時に必要な措置が講じられるか</p>	20
6	<p>個人情報に関する規定、また、個人情報の取り扱いが適切であること。また、個人情報の取り扱いが適切であること。また、個人情報の取り扱いが適切であること。</p>	①個人情報保護の取組	<p>・ 個人情報保護について理解されているか ・ 個人情報保護について組織（責任）体制・管理は万全か</p>	5

ばんだい荘わかば

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
7	<p>特別支援学校卒業後、後生組の生活移行に積極的に行われたこと。</p>	<p>① 地域生活移行の推進方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業方針として明確になっているか ・ 推進のための体制と施策体系は十分に確保されているか 	25

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により申請します。

記

公の施設の名称 福島県ばんだい荘あおば
福島県ばんだい荘わかば

添付書類

- 1 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- 3 法人にあっては登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 6 その他知事が定める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかば事業計画書

令和 年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

㊟

- 1 法人の理念（1号様式）
- 2 施設の運営方針（2号様式）
- 3 施設利用者（利用希望者を含む。）への配慮（3号様式）
- 4 職員配置計画（4号様式）
- 5 職員の1日の勤務形態及び業務内容（5号様式）
- 6 職員の1カ月の勤務割（6号様式）
- 7 職員の研修計画（7号様式）
- 8 利用者へ提供するサービスの内容（8号様式）
- 9 入所者の週間日程（9号様式）
- 10 サービス向上を図るための取り組み及び期待される効果（10号様式）
- 11 苦情解決体制（11号様式）
- 12 施設の維持管理、入所者の安全確保（12号様式）
- 13 地域、関係機関等との連携（13号様式）
- 14 同種施設・類似施設の運営実績（14号様式）
- 15 災害発生時の組織体制及び対応（15号様式）
- 16 事故発生時の対応（16号様式）
- 17 個人情報の保護（17号様式）
- 18 地域生活移行に向けた取り組み（18号様式）

別紙様式 4

福島県ばんだい荘あおば・わかばの指定管理者の指定申請に係る宣誓書

令和 年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊤

福島県ばんだい荘あおば・わかばの指定管理者の指定申請に当たり、法人及び役員等が、次の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（法人について）
- 2 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること（法人について）
- 3 地方自治法第244条の2第11項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないこと（法人について）
- 4 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること（法人について）
- 5 福島県総合社会福祉施設太陽の国指定管理者募集要項「7申請の資格（6）アからク」に掲げる事項に該当すること（法人等及び役員等について）
- 6 破産者で復権を得ないこと（役員について）
- 7 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと（役員について）

別紙様式5

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかばの
指定管理者の指定申請に係る申立書

令和 年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊟

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかばの指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかば 事業計画書記載要領

1 共通事項

- (1) 福島県ばんだい荘あおば及び福島県ばんだい荘わかばについて、各施設毎に様式を作成してください。
ただし、1号様式については施設ごとに作成する必要はありません。
- (2) 各様式とも、適宜各欄を拡縮して作成してください。また、複数ページになっても構いません。ただし、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 法人の理念及び施設の運営方針（1号様式、2号様式）

- (1) 審査項目
【3-①：県立施設としてのセーフティネットの役割、5-①：法人の理念・施設の運営方針】
- (2) 記載内容
法人の理念について記載してください（1号様式）。
施設運営にあたっての基本方針について記載してください（2号様式）。

3 施設利用者（利用希望者を含む。）への配慮（3号様式）

- (1) 審査項目
【1-①：入退所の適切な手続き等、3-①：施設の情報提供】
- (2) 記載内容
入（退）所に際しての配慮、施設に関する情報の提供方法、低所得者や生活困窮者等に対する配慮等について記載してください。

4 職員の配置、勤務体制等（4号様式～6号様式）

- (1) 審査項目
【2-①：職員の配置、5-③：職員の勤務体制】
- (2) 記載内容
施設ごとに配置職員数、職種、業務内容、勤務形態、勤務割を記載してください。

5 職員の研修計画（7号様式）

- (1) 審査項目
【5-③：職員の資質の向上を図るための研修計画】

(2) 記載内容

職員の資質の向上を図るための研修等の計画について記載してください。

6 利用者へ提供するサービス内容（8-1号様式、8-2号様式、9号様式）

(1) 審査項目

【2-②：必要なサービスの提供、3-①：サービスの質の向上】

(2) 記載内容

サービス向上に向けた基本方針、入所者への個別支援の方法、入所者へ提供するサービスの内容（食事、入浴、排泄、指導・訓練等、健康管理、社会生活上の便宜の供与、衛生管理）（8-1、8-2号様式）及び入所者の週間日程（9号様式）について記載してください。

また、福島県ばんだい荘あおばについては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの内容についても記入してください。（8-1号様式）

7 サービス向上を図るための取り組み及び期待される効果（10号様式）

(1) 審査項目

【3-①：サービス向上の取り組み】

(2) 記載内容

利用者のニーズ把握、第三者評価導入の検討等サービス向上を図るための取り組みとその期待される効果について記載してください。

8 苦情解決体制（11号様式）

(1) 審査項目

【3-②：利用者の権利擁護の推進、虐待防止体制の整備】

(2) 記載内容

入所者等からの苦情の未然防止、苦情解決体制及び虐待防止体制について記載してください。

9 施設の維持管理、入所者の安全確保（12号様式）

(1) 審査項目

【3-③：施設の適切な維持管理、入所者の安全確保、5-⑦：防犯への対応】

(2) 記載内容

施設の維持管理に関する考え方と入所者に対する安全確保対策（施設設備の点検、防犯対策を含む）等について記載してください。

1 0 地域との連携（13号様式）

(1) 審査項目

【3-①：地域住民との交流や連携の取り組み】

(2) 記載内容

地域の住民や医療機関、関係団体等との連携、協力及び地域への貢献等について記載してください。

1 1 同種施設・類似施設の運営実績（14号様式）

(1) 審査項目

【5-⑤：同種施設の運営実績、5-⑥：類似施設の運営実績】

(2) 記載内容

各施設について、同種又は類似施設の運営の状況（施設種別、施設名、施設の概要、運営実績、指導監査の状況）について記載してください。

1 2 災害発生時の組織体制及び対応（15号様式）

(1) 審査項目

【5-⑦：防災体制、災害発生時の対応】

(2) 記載内容

災害に対応する組織体制及び発生した際の対応策、その他危機管理の考え方について記載してください。

1 3 事故発生時の対応（16号様式）

(1) 審査項目

【5-⑧：事故発生時の対応】

(2) 記載内容

事故が発生した際の対応策、損害賠償の考え方、再発防止対策について記載してください。

1 4 個人情報の保護（17号様式）

(1) 審査項目

【6-①：個人情報の適切な取り扱い】

(2) 記載内容

個人情報の適正な取り扱いについて記載してください。

15 障害者施設入所者の地域生活移行に向けた取り組み（18号様式）

(1) 審査項目

【7-①：地域生活移行の推進方策】

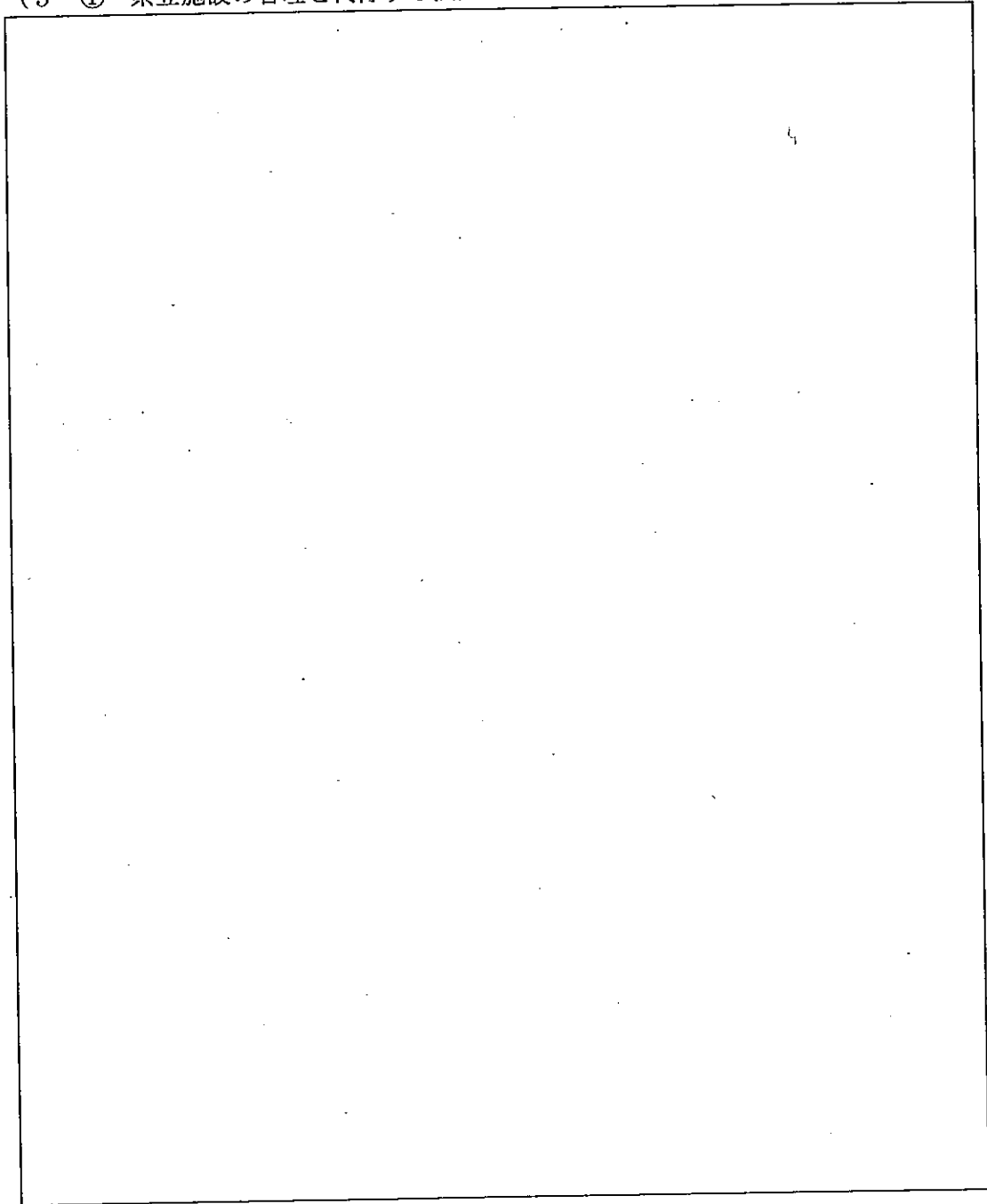
(2) 記載内容

ばんだい荘あおばについては、地域生活移行を推進するための基本的な考え方、推進体制、具体的な取り組み等について記載してください。

ばんだい荘わかばについては、特別支援学校卒業後の生活指導や地域生活移行を推進するための基本的な考え方、推進体制、具体的な取り組み等について記載してください。

【法人の理念】

(5-① 県立施設の管理を代行する法人の理念)



※ 貴法人の理念について記載してください。

【施設の運営方針】

(3-① 県立施設としてのセーフティネットの役割、5-① 県立施設の管理運営の方針)

施設名	

※ 施設ごとに作成してください。

※ 入所施設については、県立施設としてセーフティネットとしての役割に関する考え方も記載してください。

【施設利用者（利用希望者を含む。）への配慮】

(1-① 入退所の適正な手続き等、③-1 施設サービスに対する適切な情報提供)

施設名	
項目	内容
基本的考え方	
具体的取り組み	
期待される効果	
その他	

※1. 入（退）所に際しての配慮、施設に関する情報の提供方法、低所得者や生活困窮者等に対する配慮等について記載してください。

申請者

【職員配置計画】

(2-①職員の配置、5-③安定的な運営が可能となる人的能力)

	職 種	担当業務	施設名		1週間の勤務時間	専任・兼任の別	既存・新任の別	雇用形態				男女の別	備考
			資 格					正 規	非 正 規	常 勤	非 常 勤		
1	施設長					専任		○		○		女	
2	次長					専任		○		○		男	
3	〇〇係長					専任		○		○		女	
4	△△係長					専任		○		○		男	
5	介護職員					専任		○		○		女	
6	"					専任		○		○		男	
7	"					専任		○		○		女	
8	"					専任		○		○		男	
9	"					専任		○		○		女	
10	"					専任		○		○		男	
11	"					専任		○		○			
12	"					専任		○		○			
13	"					専任		○		○			
14	"					専任		○		○			
15	"					専任		○		○			
16	"					専任		○		○			
17	"					兼任		○		○			
18	"					兼任		○		○			〇〇荘と兼務
19	"								○	○			
20	"								○	○			
21	"								○		○		
22	"								○		○		
23	"								○		○		
24	"								○		○		
25	看護職員							○		○			
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													

男女割合 (男 ___%)
(女 ___%)
(計 100%)

- ※ 配置予定職員全員について記載してください。
- ※ 既存・新任の別は、法人内の既存施設に勤務する職員は既存と、新たに雇用する職員は新任と記載してください。
- ※ 雇用形態には、正規職員、非正規職員の別及び常勤、非常勤の別を記載してください。

【職員の研修計画】

(5-③ 職員の資質の向上を図るための研修計画)

		施設名
項目	内容	
基本的考え方		
実施方法		
その他職員の資質向上のための取り組み		

※ 職員の資質の向上を図るための計画について記載してください。

8-1号様式 (ばんだい荘あおば)

申請者

【利用者へ提供するサービス内容】

(2-② 必要なサービスの提供、3-① サービスの質の向上)

施設名		福島県ばんだい荘あおば	
項目	内容		
新体系サービスの 内容			
基本的な考え方			
食事の提供			
入浴			
排泄			

健康管理	
指導・訓練等の実施	
健康管理	
社会生活上の便宜の供与	
衛生管理	
その他	

※ 新体系サービスの内容は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの種類や定員等について、内容を具体的に記入してください。

※ 基本的な考え方は、サービス向上に向けた基本方針や入所者への個別支援方法等を記入してください。

※ 入所者へ提供するサービスの内容（食事、入浴、排泄、指導・訓練等、健康管理、社会生活上の便宜の供与、衛生管理）について記載してください。

※ 社会生活上の便宜の供与は、レクリエーション行事、行政機関等への手続き代行、家族等との交流について記載してください。

※ 衛生管理については、入浴設備、トイレ設備、飲料水、食器等の衛生管理、感染症発生防止の措置等について記載してください。

【利用者へ提供するサービス内容】

(2-② 必要なサービスの提供、3-① サービスの質の向上)

施設名		福島県ばんだい荘わかば	
項目	内容		
基本的な考え方			
食事の提供			
入浴			
排泄			
指導・訓練等の実施			

健康管理	
社会生活上の便宜の供与	
衛生管理	
その他	

※ 基本的な考え方には、サービス向上に向けた基本方針や入所者への個別支援方法等を記入してください。

※ 入所者へ提供するサービスの内容（食事、入浴、排泄、指導・訓練等、健康管理、社会生活上の便宜の供与、衛生管理）について記載してください。

※ 社会生活上の便宜の供与は、レクリエーション行事、行政機関等への手続き代行、家族等との交流について記載してください。

※ 衛生管理については、入浴設備、トイレ設備、飲料水、食器等の衛生管理、感染症発生防止の措置等について記載してください。

申請者

【入所者の週間日程】
 (2-② 入所者に必要なサービスの提供 3-① サービスの質の向上)

時間		施設名																										
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
曜日	月																											
	火																											
	水																											
	木																											
	金																											
	土																											
	日																											
	備考																											

※ 予定している標準的な日課を記入してください。(給食、入浴、衣類の着脱、リهنソシ交強、リハビリテーション、作業訓練、クラブ活動等)

【サービスの質の向上を図るための取り組み及び期待される効果】

(3-① サービスの質の向上のための取り組み)

		施設名
項目	内容	
基本的考え方		
具体的取り組み		
期待される効果		
その他		

※ 利用者のニーズ把握、第三者評価導入の検討等サービス向上を図るための取り組みとその期待される効果について記載してください。

【苦情解決体制】

(3-② 利用者の権利擁護の推進、虐待防止体制の整備)

項 目	施設名	内 容
基本的考え方		
具体的取り組み		
期待される効果		
その他		

※ 苦情の未然防止と苦情解決を図るための体制及び虐待防止体制の整備について記入してください。

【施設の維持管理、入所者（利用者）の安全確保、防犯対策】

(3-③ 施設の適切な維持管理、入所者の安全確保、5-⑦ 防犯への対応)

施設名	
項目	内容
基本的考え方	
具体的取り組み	
期待される効果	
その他	

※ 施設の維持管理に関する考え方と入所者に対する安全確保対策（施設設備の点検及び防犯対策を含む）等の計画及び取り組みについて記載してください。

【地域等との連携】

(3-① 地域住民等との交流や連携)

項 目	施設名	内 容
基本的考え方		
具体的取り組み		
期待される効果		
その他		

※ 家族、地域の住民、医療機関、関係団体等との連携、協力及び地域への貢献等について記載してください。

【同種施設・類似施設の運営実績】

(5-⑤、5-⑥ 同種施設・類似施設の運営)

項目	内容
施設の種別	
施設の名称	
施設の概要	
運営の実績	
指導監査の状況	

※ 施設種別、施設名、施設の概要、運営実績、直近の指導監査の状況について記載してください。

【災害発生時の組織体制及び対応】

(5-⑦ 防災体制、災害発生時の対応)

		施設名
項目	内容	
基本的考え方		
組織体制		
対応策		
訓練の実施等		
その他		

※ 災害に対応する組織体制及び発生した際の対応策その他危機管理の考え方について記載してください。

※ 災害は、地震、風雨、雷等の自然災害をいいます。

【事故発生時の対応】

(5-⑧ 事故発生時の対応)

施設名	
項目	内容
基本的考え方	
発生時の対応	
損害賠償の考え方	
再発防止対策	
その他	

※ 事故が発生した際の対応策、損害賠償の考え方、再発防止対策について記載してください。

※ 防火対策については、防火責任者や火元責任者の設置、消防計画の策定、地元消防署との連携等について、記載してください。

※ 事故は、施設内での事故、火事等人為的なものをいいます。

【個人情報の保護】

(6-① 個人情報の適切な取り扱い)

		施設名	
項目	内容		
基本的考え方			
具体的取り組み			
期待される効果			
その他			

※ 個人情報の適正な取り扱いについて記載してください。

【地域生活移行に向けた取り組み】

(7-① 地域生活移行の推進方策)

		施設名
項目	内容	
基本的考え方		
具体的取り組み		
期待される効果		
その他		

※ 地域生活移行を推進するための基本的な考え方、推進体制、具体的な取り組み等について記載してください。

※ ばんだい荘わかばについては、特別支援学校卒業後の生活指導についても記入してください。



県有備品リスト

1. ばんだい荘あおば

No.	品目名	備品番号	数量	備考
1	農業用トラクター	S48-1	1	作業機
2	台類	H10-1	1	ウチダ2-521
3	運搬機	H10-2	1	AIHO
4	寝台	H10-2、4~9	7	パラマウントKA4914
5	寝台	H10-3	1	パラマウントキュウマウラ
6	洗浄機	H10-1	1	AIHO130S2
7	台類	H10-1~2	2	コクヨSG-T5251W
8	戸棚類	H10-2	1	日調HC-187
9	滅菌器	H10-1	1	卓上自動高圧蒸気滅菌器
10	テレビ受像器	H10-1~7	7	ナショナルTH32MW50
11	乾燥機	H10-2	1	ヤマモトVG22
12	ポリッシャー	H10-2~4	3	リンレイSP14S
13	殺菌機	H10-2~6	5	トウキョウフジテクノAC5000
14	応接セット	H10-1	1	カリモク2S3330GW
15	応接セット	H10-2	1	カリモクVS5130WQ
16	応接セット	H10-3	1	カリモク1020GP
17	電気洗濯機	H10-1	1	ヤマモト
18	ファクシミリ	H10-1	1	リコーRIFABL110
19	放送設備一式	H10-1	1	ウチダPAシステム
20	体重計	H10-1	1	体重計
21	舞台類	H10-1~10	10	ステージ台コクヨKF1
22	農業トラクター	H10-7	1	三菱トラクターMT336XV-Y7T
23	焼釜	H10-2	1	新日本造形電気陶芸釜
24	食器洗浄機	H19-1	1	タニコーTDWN-19R
25	食器消毒保管庫	H19-1	1	タニコーNHE-20BS
26	自動炊飯器	H19-1	1	タニコーTGRC-3D
27	ガスフライヤー	H19-1	1	タニコーB-TGFL-87W
28	スチームコンベクション	H20-1	1	TSCO-10GDN
29	ガスレンジ	H20-1	1	R1532A2
30	ティーサーバー	H20-1	1	AT-100HWCB
31	回転釜	H21-1~2	2	タニコーKGS-30
32	温蔵庫	H21-3	1	タニコーTEHC-S-120TG
33	保存食用冷凍庫	H21-4	1	SD-521
34	製水器	H21-5	1	IM-75TM
35	全自動水洗機	H22-1	1	WN351D
36	ガス式乾燥機	H23-1~2	2	山本製作所VG221
37	業務支援システム一式	H24-1	1	サーバー、クライアント、ソフトウェア含む
38	全自動洗濯機	H24-1	1	WN351D⇒WN401H
39	常温配膳車	H24-1~2	2	HNF27D
40	包丁まな板殺菌庫	H24-1	1	MCF-065⇒TNS60SF
41	ギャジバット	H25-1~3	3	KA-4631P
42	時計	H25-1	1	TC7271
43	冷蔵庫	H29-1	1	冷凍冷蔵庫HRF-150ZF3-6D
44	配膳車	H29-1	1	温冷配膳車MSC-24PSE3
45	配膳車	H29-2	1	温冷配膳車MSC-48PSE3
46	配膳車	H29-3	1	温冷配膳車MSC-54PSE3
47	食器消毒保管庫	H30-1	1	ISC-W20JW-E
48	手洗い器小型温水器	H30-1	1	REAL03A11R

2.ばんだい荘わかば

No.	品目名	備品番号	数量	備考
1	寝台	H10-1	1	パラマウントキューマウラ
2	乾燥機	H10-1~2	2	ヤマモトVG22
3	ポリッシャー	H10-1~4	4	リンレイSMP14S
4	殺菌機	H10-1~10	10	トウキョウフジテクノAC5000
5	ステージ台	H10-1	1	コクヨKF2N
6	ステージ用幕	H10-1	1	ウチダ
7	トレーニング用具	H10-1	1	セノートランポリン